

新宿区教育委員会会議録

平成27年第10回臨時会

平成27年10月23日

新宿区教育委員会

平成27年第10回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成27年10月23日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時40分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	羽 原 清 雅	教 育 長	酒 井 敏 男

欠席者

委 員	菊 池 俊 之	委 員	古 笛 恵 子
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	小 林 力	文化観光課長	橋 本 隆

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

日程第1 第45号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
改正について

日程第2 第46号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第3 第47号議案 公の施設の指定管理者の指定について

報告

- 1 平成27年度全国学力学習状況調査の結果について（教育指導課）
- 2 その他

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成27年新宿区教育委員会第10回臨時会を開会します。

本日の会議には、古笛委員と菊池委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

○羽原委員 わかりました。

○松尾委員長 なお、本日は、「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第3条により補助執行している事務についての説明を受けるため、地域文化部文化観光課長に出席していただいております。

◎ 第45号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改
正について

◎ 第46号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第47号議案 公の施設の指定管理者の指定について

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第45号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第2
第46号議案 公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第3 第47号議案 公の施
設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本日も御出席の皆様で議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、第45号議案から第47号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第45号議案から御説明いたします。

議案概要をごらんください。

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございます。こちらの条例は、学校医等が公務災害により障害を負った場合や死亡した場合に、補償基礎額に一定の割合を乗じて、障害補償年金等として支給する根拠となる条例となっております。

今回は、平成24年に年金の官民格差を是正するため、被用者年金制度の一元化のための整

備法が成立いたしました。これによりまして、厚生年金保険法や地方公務員等共済組合法などが改正されまして、国家公務員や地方公務員も厚生年金保険法に加入することとなりまして、官民の同一負担、同一給付といったことが図られたものでございます。

今回、条例を改正する部分につきましては、附則の第8条になりますが、公務災害補償として、障害補償年金などの支給に際して同一の事由で他の法律による年金が支給される時、一定の率により減額するという減額調整を規定したものでございます。その減額調整の際の他の法律の根拠規定が変更になったことから、改正内容にあわせて規定を整備するものでございます。

それでは、議案概要をごらんください。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するものでございます。改正内容といたしましては、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による給付と厚生年金保険法等による給付との調整について規定する附則第8条において、根拠条項の変更等の規定の整備を行うとともに、また、用語の整理もしてございます。

施行期日は平成28年の1月1日でございます。経過措置については、改正後の条例は学校医等に不利益が生じる部分を除き、平成27年11月1日に遡って適用する。なお、遡って適用を受ける補償が改正前の条例により支給されている場合、その支給された補償は、改正後の条例による補償の内払いとみなす。この内払いの意味でございますが、改正前の支給を取り消すというのではなくて、改正後の支給額を追加で支払いしていくということで、内払いという表現をしてございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。表組みになっていますが、左側が改正案、右側が現行でございます。

他の法律による給付との調整、附則第8条でございまして、下線部のところが変更になってございます。上段部分については、用語の整理でございます。下の表の中の傷病補償年金につきましては、公務災害補償として障害補償年金について、同一の事由でその他の法律による年金等が支給されるときに、減額率については、0.86の減額調整が行われます。減額率は改正前、改正後変わりませんが、一元化による法律改正の規定が追加になったものでございます。

次に、新旧対照表の裏面をごらんください。左上、国民年金法などの文言が入っていますが、こちらの下線につきましても、根拠法令が変わったため、改正するといったものでござ

います。それぞれ減額率はそのままとなっています。それ以下、用語の整理となっております。

また、次のページになりますが、減額率が0.88のところになりますが、こちらも根拠法令が変わったための改正といったものでございます。

それ以降、下線が引いてある部分は用語の整理です。最後に、附則の部分をごらんください。附則の内容についてございますが、こちらは施行期日及び経過措置で、先ほど概要で説明した内容となっております。

それでは、第45号議案の提案理由でございます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うとともに、用語を整理する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に、第46号議案及び47号議案を説明いたします。

こちらにつきましては、新宿区立新宿歴史博物館及び新宿区立林芙美子記念館の指定管理者を指定するものでございます。

第46号議案は、新宿区立新宿歴史博物館の指定管理についてです。

位置は、新宿区三栄町22番地です。指定する団体は、公益財団法人新宿未来創造財団でございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由は、新宿区立新宿歴史博物館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

続きまして、第47号議案になりますが、新宿区立林芙美子記念館の指定管理者の指定についてでございます。

位置は、新宿区中井二丁目20番1号でございます。

指定する団体は、公益財団法人新宿未来創造財団でございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由は、新宿区立林芙美子記念館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

指定管理者としてなるべき団体の選定の詳細につきましては、文化観光課長から御説明いたします。

○文化観光課長 それでは、第46号議案及び第47号議案について補足説明をさせていただきます

す。

お手元の資料をごらんください。

1の(2)非公募により財団を選定した理由でございます。

まず、アといたしまして、それぞれの施設の設置目的の実現でございます。

財団は、定款で定める目的の実現に向けて、例えば歴史や音楽、芸術などの各分野において、高い専門性と豊富な経験を有する人材を確保し、経営計画や事業計画を定めているものでございます。

したがいまして、財団を選定することによりまして、各施設の設置目的の実現が可能となるものです。

次に、イの「新宿区文化芸術の振興に関する懇談会」からの提言を受けた施策の展開が可能であることでございます。

本提言は、文化芸術振興条例を制定するに当たりまして、平成21年に学識経験者等で構成される懇談会から、区が提言を受けたものでございます。

土地の記憶の発掘、保存、活用や、各種団体間のコーディネートは、まさに今まで財団が実績を積み重ねてきた分野であり、引き続き、提言に対する取り組みが可能であると判断したものでございます。

以上の2点によりまして、財団を非公募にて、候補団体として選定したものです。

続きまして、(3)の指定理由は、選定委員会におきまして選定されたためでございます。

以下、選定委員会における選定に至る経緯を資料に基づき、御説明をいたします。

2ページ目をごらんください。

選定の経過、選定委員のお名前等、選定委員会の開催日時等については、記載のとおりでございます。

3の選定基準でございますが、それぞれの施設の設置条例に定められている事項を抜粋してございます。

次に3ページ目をごらんください。

4の審査でございます。選定委員会では、先ほどの選定基準を踏まえて設定されました審査によりまして、各委員が4段階で評価、各委員の評価に基づき御審議をいただきまして、委員会としての評価を決定していただきました。

ここで、別紙1及び別紙2の資料もあわせてごらんになっていただければと思います。

別紙1が、歴史博物館についての資料でございます。別紙2のほうは、林芙美子記念館に

ついでに資料でございませう。

こちらの別紙の見方でございますが、例えは別紙1は、歴史博物館について財団から事前に提出されました事業計画書の概要が記載されております。

例えは、評価項目の1番に当たります本施設の管理運営の基本方針、ここで財団の事業計画で示されていた事項といたしまして、例えは一番上に記載がございます、新宿歴史博物館の設置に則した管理運営を行い、利用者への奉仕及び公平なサービスの提供に努める。このようものが事業計画書では書かれているものでございませう。ここでは、主に以下3点を抜粋して記載がございます。

これに対しまして、各委員が評価をするわけでございますが、その評価点はその右側に書いてございます。本項目につきましては、委員の方々5名全員がA、「大いに期待できる」という評価をいただいております。そして、さらにその右側に評価意見（補足コメント）というのがございます。これは各委員から審議の際に出された主な御意見をこちらのほうに掲載させていただいているものでございませう。

その後、項目ごとに審議をしていただきました後に、委員会評価といたしまして一つの評価をまとめていただいているものでございませう。こちらの委員会評価につきましては、資料の本編のほうに戻りまして、3ページ目、4の審査（1）選定方法、ア、新宿歴史博物館（ア）事業計画のaのところの項目で、A評価を5人の委員の方全員がされて、委員会の評価を最終的にAという形で取りまとめられているものでございませう。

このような形によりまして、以下8項目の審査項目について評価をしていただいたものでございませう。そして、このページで申し上げますと、（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）の後に、最後に総合評価の記載がございます。こちらの総合評価につきましても、5名全員の方に「A」という「大いに期待できる」という評価をいただいた後に、委員会の評価として「A」と決定していただいたものでございませう。

林芙美子記念館の審査の方法も同様でございますが、結論だけ申し上げますと、4ページ目になりますが、4ページ目の（カ）の下のところ、総合評価の項目がございます。こちらのほうにA×5名というように、全員の方からAという評価をいただきまして、最終的に委員会評価も「大いに期待できる」Aという評価をいただいたものでございませう。

最後に、（2）の選定結果でございます。

まず、歴史博物館ですが、効率的な管理運営に加え、利用者数の増、魅力的な展示会、フリースペースの有効活用、ボランティアの養成活用等が高い評価を受けまして、指定管理者

となるべき候補団体として選定されたものでございます。

続きまして、5ページ目になりますが、林芙美子記念館でございます。こちらの施設につきましては、効率的な管理運営に加えまして、利用者数の増、あるいは建物や庭園の整備、「ぐるっとパス」への加入等が各委員から評価をいただきまして、指定管理者となるべき候補団体として選定されたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松尾委員長 説明が終わりました。

第45号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

新宿区立の小学校、中学校、特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正ということですが、これは法改正に基づくものでございます。規定の整備、用語を整理する必要があるということでございますので、これでよろしいかと思えます。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第45号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 第45号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第46号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 両施設とも、指定管理者として新宿未来創造財団が適当だということになっていて、それぞれ細かな審査の内容も見て、適当だと思います。そもそも施設の管理をすることを前提としてつくられている財団だと思いますので、結論も当然かなと思います。

質問は、非公募としたことですが、これは区全体の何か指定管理者の選定手続の中にある条項を適用するようなものなのか、あるいはここで説明されているような選定委員会で判断するような形で決めている仕組みなのか、そのあたりをお伺いします。

○文化観光課長 本財団を候補者といたしました選定の経過を少しここで御説明させていただきます。お手元の資料では、2ページ目になります。（1）のところ、選定までの経過というところでございますが、まず、候補団体の選定に至りましては、公募によらない方法で選定を行うための事案決定、これは区の内部決定でございますが、こちらの手続を最初に行ったところでございます。こちらの事案決定によりまして、今回の非公募で財団を指定管理者として候補団体として選定するという区的意思決定をさせていただきました。その後、公益財団法人新宿未来創造財団に意思確認の文書を送付いたしまして、財団側から指定管理の

申請書の提出を受け、区が受理したものでございます。

本申請の受理の後に、先ほど御説明を申し上げました指定管理者の選定委員会を開催させていただきまして、ここで候補団体として「可」という結果を頂戴いたしましたので、本日の教育委員会に議案として提案させていただきました。この後、教育委員会で議案を可決していただければ、次に開催されます第4回の区議会定例会に議案を提出いたしまして、そこで議会の議決を受け決定するという、そういう流れになってございます。

それと選定委員会でございますが、こちらにつきましては、今回、非公募による候補団体の選定ということになりますので、こちらの選定委員会の開催に当たりまして、委員の構成は5名とも外部委員という、これは区の内部で決められている事項でございます。その5名による選定委員の委員で構成されます選定委員会で、候補団体として「可」という決定をいただいているところでございます。

○松尾委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

○文化観光課長 補足説明をさせていただきます。

また、新宿区立新宿歴史博物館条例及び新宿区立林芙美子記念館設置条例に記載がございましたが、例えばこの歴史博物館のところで御説明を申し上げますと、その条例の第8条に、「指定管理者は本来公募」という規定がございます。ただし、その8条の第2項で、「前条及び前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、指定管理者となるべき団体を公募の方法によらないで選定できる」という規定がございます。こちらの規定に基づきまして、今回は公募という方法をとらずに、非公募で財団を候補団体とさせていただいたものでございます。

○松尾委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第46号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 第46号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第47号議案について、御意見、御質問をどうぞ。第47号議案は第46号議案とほぼ同様の内容でございますので。

〔発言する者なし〕

○松尾委員長 特に質問がないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

第47号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 第47号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 平成27年度全国学力学習状況調査の結果について

○松尾委員長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について、事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、報告1、平成27年度全国学力学習状況調査の結果について、御報告をいたします。

この調査は、平成27年4月21日、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施したものです。

資料1の(4)調査内容をごらんください。

大きく分けて、①教科に関する調査と②生活習慣や学習環境等に関する調査が行われました。教科に関する調査は、国語と算数、数学、理科で実施し、A問題は主として知識に関する問題で、B問題は主として活用に関する問題で、2種類の調査を国語、算数、数学で実施しました。理科については、一体の形で出題されています。

また、生活習慣や学習環境等に関する調査は、学習意欲、学習方法、生活の諸側面などに関する質問紙調査、いわゆるアンケート調査です。

次に、2、調査結果及び分析の(1)教科に関する調査をごらんください。

グラフにお示したとおり、新宿区の調査結果は、小学校は全ての調査において全国及び東京都の平均正答率を上回っています。最も全国の平均正答率を上回っていたのは、小学校算数Bでした。一方、全国の平均正答率を下回っていたのが、中学校理科でした。

続けて、裏面(2)生活習慣や学習環境等に関する調査をごらんください。

①平日の1日当たりの読書時間については、「2時間以上」と回答した児童・生徒は、全国、東京都の調査結果よりも上回っており、「全くしない」と回答した児童・生徒は、全国、東京都を下回っていました。

また、②児童・生徒の特性に応じた指導を行ったかについては、「よく行った」という学校の割合が、小・中学校ともに全国、東京都を下回っておりました。

3、結果の活用についてをごらんください。

各学校の調査結果及び個人票については、文部科学省から8月25日までに直接学校に送付されています。各学校では、教科ごとに調査結果を分析し、教科別の課題を明らかにして、課題解決のための具体的な手だてを検討しております。それを踏まえて、11月中旬までに学力向上のための重点プランの作成を行います。

また、個人票については既に返却され、個人面談や保護者会などを活用し、個々の課題を解決するための改善策を提示するなどして、児童・生徒の学習改善に役立てています。

4、今後の取り組みの重点をごらんください。

読書活動の充実については、学校図書館支援員等により、校内読書環境の整備が進んできた成果があらわれてきたものと考えられます。また、区立図書館と連携した団体貸し出し等の取り組みも効果的であったと思われます。

今後、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の利活用を推進してまいります。

次に、特別支援教育の視点に立った事業を推進するために、先日、教育課題研究校で発表を行いましたけれども、ユニバーサルデザインの視点に立った事業について、公開授業や研究所などを活用し、区立学校の教員の児童・生徒の特性に応じた指導の理解・啓発に努めてまいります。

なお、今回報告いたしました内容については、この後、区のホームページに掲載する予定です。

以上で報告を終わります。

○松尾委員長 説明が終わりました。報告1について御質疑のある方はどうぞ。

○羽原委員 数学についての知識と活用のギャップが20点ほどと、大きくあります。またこれが新宿だけの問題ではないということは、この図から分かるわけですが、これは理由というか、教え方に問題があるのか、何に問題があるのか教えていただければ。

○教育指導課長 例えば数学、算数のこのA問題の調査結果とB問題の調査結果には、20ポイント以上の差の開きがあるものがございます。この傾向は、本年度にとどまらず、これまでの全国学力学習状況調査においても同様の傾向が見られています。つまり、単純に知識を問う問題は比較的正答率が高いけれども、場面を読み込んだり、あるいは論述をして答えるというものについては、比較的、平均正答率ということでいえば下がってしまうという実情はあろうかと思えます。つまり、そういった表現力や考える力を育てることが今の教育の課題になっていると言えらると思えます。

○羽原委員 これは全体の傾向であるし、分からなくはない状況だと思いますが、勉強の結果が社会に出たときに活用できるようにという視点が十分ないと、つまり受験用の勉強なら、技能性の部分を高めればよいという、塾や予備校などはそれで一向に構わないけども、やはり社会に出て使える頭の回転、この部分に何か工夫必要だと思います。

いわゆる文部科学省とか東京都教育委員会の方針がどうこうという問題ではなくて、各教室ごとでの工夫、つまり先生方の工夫が持ち寄られて、経験交流があって、財産として持ち帰って次の授業からは改善されるという部分をどのように構造的に改めていくかというところを、この20ポイントの格差から感じました。

○教育指導課長 知識理解ではなくて、思考力や判断力、表現力を育てるためには、授業のスタイルそのものを問題解決的な学習にしていかなければいけないと思います。その問題解決的な学習というのは、やはり児童・生徒が主体になって取り組む、そのためには先生の力量が大きく問われます。ですので、私どもも指導訪問と同時に、OJTを通して、ベテランの先生の経験を蓄積したものを伝授していくこと、あるいはそういう機会を多く増やしていきたいと考えております。

○羽原委員 ぜひよろしくをお願いします。

○今野委員 今回、理科が対象になっているわけですが、小学校はとて成績がよくて、逆に中学校になると、同じ理科なのにかなり低くなっています。分析はこれからなのかもしれませんが、何か今の段階で考えられることがあれば教えてください。

○教育指導課長 理科の問題については、調査結果にとどまらず、「理科が好きですか」という意識調査においても、小学生は50%近くが「理科が好き」と答えているのに対して、中学生になると、25%から29%という範囲で「理科が好き」と回答しているお子さんの数が減っているという実情が、これは新宿区だけではなくて全国的な傾向として見られます。まだ細かなところは分かりませんが、考えられることとして、小学校では体験的な学習が中心ですが、中学校になると理論的な授業が増えて内容が難しくなるため、理科に対する興味・関心が低くなってしまわないかということが言われております。

いずれにしても、関心や意欲があって初めて子どもたちにさまざまな知識も吸収され、授業内容も分かっていくものだと思いますので、こういった関心・態度を重視した理科の授業が各教室で行われることが望ましいと思っております。

○羽原委員 これは新宿区の平均という数値ですが、学校格差ですね、これはかなりあるのでしょうか。学校は地域とのかかわりもあるし、いろいろ生活環境の問題も絡むと思いますが、

先生の力量というかそういうものを読み取る方法というのがありますか。あれば、それなりの工夫が、指導上も学校経営上も予期していくとか、そういうことが出てきやすいのではないかなと思います、いかがですか。

○教育指導課長 学校によっては、その地域の実情を反映して、学校ごとにその結果については差があるのは当然のことだと思っています。

指導の問題と、それから、どのぐらい子どもを伸ばせたかという観点からすると、これは文部科学省の専門家会議での調査で言いますと、「こんな取り組みをした学校はよく成果を上げている」という例を挙げております。一つは家庭学習では教員が必ずきちんと点検をして、手を入れて子どもに返すというような取り組みをしている学校、あるいは学校の中での教科を超えた研究授業を行って、教員が協力し合う意識が高い学校、このような学校は子どもたちの成績を着実に伸ばしているという調査結果が出ております。

○松尾委員長 よろしいでしょうか。ほかに御質問はございますでしょうか。

私から、1つお聞きしたいのですが、この後ろに生活習慣や学習環境等に関する調査、これは同時に行われているのだと思いますが、この学力評価に関する調査と、後ろの生活習慣、学習環境等に関する調査の相関というのは、データとしては挙がってくるのでしょうか。

○教育指導課長 これはクロス集計したものが結果として挙がってきております。

○松尾委員長 そちらについては何か、読書に親しむ子どものほうが、例えば国語の成績がいいとか、あるいは国語の成績でも知識、活用がよいとか、そういったクロス集計の結果、何か読み取れるようなことというのはありますか。

○教育指導課長 この生活習慣や学習環境に関する調査では、100項目ぐらいの調査をしています。それらの集計結果の中で最も顕著なのは、以前ニュースにもなりました「朝食を食べてくるお子さんと学力の相関はある」ということの結果があります。それ以外にも、例えば「授業の終わりにまとめをきちんとやっています」と回答する子どものほうが学力は高いという調査結果も出ています。クロス集計の結果も各学校は自分の学校の結果を分かっていますので、それを今度作成する学力向上重点プランの具体的な指導法の手だての一つとして取り入れることができると考えています。

○松尾委員長 よくわかりました。どうもありがとうございます。

ほかに御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

◆ 報告 2 その他

- 松尾委員長 次に、報告 2、その他ですが、事務局から報告事項はございますか。
- 教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

- 松尾委員長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。
- お疲れさまでした。

午後 3時40分閉会